特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	固定資産税台帳管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、固定資産税台帳管理業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税台帳管理事務
②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産（土地、家屋及び償却資産）の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登記若しくは登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額に税率を乗じて計算した額を賦課する。 ・古河市税条例に基づき固定資産税の減免が必要であると判断した場合は、減免を行う。
③システムの名称	固定資産税（都市計画税）システム、宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税（都市計画税）賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　16 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市　総務部　総務課　茨城県古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市　財政部　資産税課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月18日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月18日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月8日	5．評価実施期間における担当部署　②所属長	秋山　稔	森口　光司	事後	
平成29年6月1日	公表日	平成27年3月31日	平成29年6月1日		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数	平成26年11月30日　時点	令和元年6月21日　時点		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1．取扱者人数　いつの時点の計	平成26年11月30日　時点	令和元年6月21日　時点		
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成29年6月1日	令和1年6月28日		
令和2年6月30日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項、別表第一　16	番号法第9条第1項　別表第一　16 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	記載内容を正確化したため
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数	令和1年6月21日　時点	令和2年6月19日　時点		
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者人数　いつの時点の計	令和1年6月21日　時点	令和2年6月19日　時点		
令和2年6月30日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月30日		
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数	令和2年6月19日　時点	令和3年6月18日　時点		
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者人数　いつの時点の計	令和2年6月19日　時点	令和3年6月18日　時点		
令和3年7月1日	公表日	令和2年6月30日	令和3年7月1日		
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数	令和3年6月19日　時点	令和4年6月18日　時点		
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者人数　いつの時点の計	令和3年6月19日　時点	令和4年6月18日　時点		
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数	令和4年6月18日　時点	令和5年6月18日　時点		
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつの時点の計数	令和4年6月18日　時点	令和5年6月18日　時点		
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数	令和5年6月18日　時点	令和6年6月18日　時点		
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつの時点の計数	令和5年6月18日　時点	令和6年6月18日　時点		